平成２１年（フ）第７６５号
千葉県流山市前ケ崎669番地の２ルネ南柏709
債務者　末木　哲夫
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山川　　彩
4　破産債権の届出期間　平成21年12月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年２月26日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第２１４６６号
東京都世田谷区等々力８丁目９―11―102
債務者　小澤　次郎
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大薮　直樹
4　破産債権の届出期間　平成21年12月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年３月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６７６号
広島市東区戸坂新町２丁目45番12―104号東浄市営アパート
債務者　まるたに寝装こと　丸谷　正美
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒井　秀則
4　破産債権の届出期間　平成21年12月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月９日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９８号
鳥取県鳥取市富安１丁目123―1201、住民票上の住所鳥取県鳥取市富安１丁目128番地
キャッスルⅡ304号
債務者　瀬田　憲一
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　豊福　　一
4　破産債権の届出期間　平成21年12月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月８日午前10時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５３４号
北海道富良野市西町２番41号　コーポエトワールＤ２号
債務者　桐山　幹男
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　武雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年２月25日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第８６８９号
大阪府八尾市楠根町１丁目22番地の７
債務者　松永　和喜
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南郷　誠治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月25日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２４１４号
福岡県糟屋郡久山町大字久原491番地３
債務者　平畑紘兵衛
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉野隆二郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５８号
滋賀県彦根市河原３丁目７番22号
債務者　谷口　　滋
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　陽一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月８日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第８７４７号
大阪府寝屋川市池田３丁目１番32号
債務者　巽　　健一
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武智　順子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２２号
兵庫県尼崎市武庫元町１丁目２番11号
債務者　石原健太郎こと　石原　　勝
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西部　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月28日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０３１号
兵庫県尼崎市西昆陽３丁目10番８―401号
債務者　田端　　勇
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　靖子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第２６８４号
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2553番地２ファミーユ新盛207号
債務者　藤　　善光
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　英友
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第８５９５号
大阪府八尾市美園町２丁目25番地の３
債務者　室屋　幸枝
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　信二
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７９４号
大阪市東住吉区矢田６丁目７番18号
債務者　太田　榮子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浜田　真樹
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１３０号
岐阜県揖斐郡大野町大字黒野548番地１
債務者　篠田　政行
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第２１０号
岐阜県大垣市島町236番地１　県営荒崎団地A524
債務者　牧　　隆司
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係